

令和 5 年度
指定地域密着型サービス事業者及び
指定第 1 号事業者集団指導

城陽市 福祉保健部 高齢介護課
令和 5 年 7 月 12 日

資料目次

城陽市高齢介護課

1 指導・監査について

城陽市地域密着型サービス事業者等の指導監査実施方針	…	1
令和4年度地域密着型サービス事業者及び第1号事業者実地指導の実施結果について	…	4
事業所運営及び介護報酬請求等に係る留意事項について	…	5
認知症介護実践者等養成研修修了者の配置要件等	…	10
地域密着型サービス事業所及び第1号事業所における利用者へのサービス提供に係る留意事項について	…	11
地域密着型サービス運営推進会議及び事業所の外部評価等について	…	12
介護サービス提供等により事故が発生した場合の保険者等への報告書の提出について	…	14
令和3年度の介護報酬改定により令和6年4月1日から義務化(令和6年3月31日まで努力義務)になる取組項目	…	19
自主点検表の作成について		
地域密着型サービス事業者	…	20
第1号事業者	…	21
※自主点検表(令和5年7月)及び自主点検資料編(令和5年7月)は、本市ホームページに掲載		

2 指定更新、変更届等について

指定事業者の指定更新、変更届、加算体制届、事業の廃止、休止、再開の届出について	…	22
指定更新申請に係る提出書類等一覧表	…	25
変更届出に係る提出書類及び届出事項等一覧表	…	29
加算体制届出に係る提出書類一覧表	…	31
事業の廃止、休止、再開に係る提出書類一覧表	…	52
3 高齢者虐待防止について(養介護施設従事者等)	…	55
4 台風等の防災気象情報等について	…	57
5 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて	…	58

城陽市地域密着型サービス事業者等の指導監査実施方針

1 基本方針

介護保険法に規定する事業の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービスが提供されているか等の観点から、これらの事業を行う事業者に対して指導・監査を行う。

2 根拠法令等

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ② 城陽市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成18年12月1日制定）
- ③ 城陽市地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成18年12月1日制定）

3 対象事業所

- (1) 指定地域密着型介護サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号事業者(城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第2条第4号)（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）が運営する事業所を対象に実施する。
- (2) 地域密着型サービス事業者等以外の事業者（以下「介護サービス事業者」という。）が運営する事業所については、関係機関等からの情報提供等により、特に必要と認められる場合に、当該事業所の指定権限を持つ京都府と連携して実施する。

4 指導形態・方法等

- (1) 集団指導（指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者については、当該サービスのみ対象に別途行う。）
地域密着型サービス事業者等を一定の場所に集めて、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、講習等の方法により年1回以上行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等）活用に係る動画の配信や資料掲載とする場合がある。
- (2) 運営指導（指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者については、別に定める。）
 - ① 指導の重点事項
 - ア 介護保険法に基づく人員、設備、運営等に関する基準の遵守
 - イ 報酬上の加算についての適正な請求の推進
 - ウ 高齢者虐待、身体拘束禁止についての正しい知識の普及と実践の取組を推進
 - エ 感染症対策の強化及び業務継続に向けた取組の推進
 - ② 指導方法
 - 各事業所において、厚生労働省作成の「介護保険施設等運営指導マニュアル」を参考に、利用者の生活実態の把握と介護従事者等とのヒアリング、関係者から関係書類を基に説明を求める等の面談方式で行う。

③ 対象事業所の選定方法

対象事業所の選定に当たっては指定の有効期間中に少なくとも1回を目安とし、居宅サービスと一体的に事業を実施する第1号事業所については、京都府と連携して実施する。

④ 指導体制・日数等

1事業所につき2名以上の職員により、1日又は半日単位で行う。

5 監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者、介護保険法第115条の35第5項の規定による通知、運営指導で確認した指定基準違反等があるなど必要があると認める場合は、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等（以下「指定基準違反等」という。）が疑われる場合も監査を行うことがある。

6 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘等

運営指導等においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該事業者に対し、文書指摘として書面で通知し、1月以内に改善報告書の提出を求める。

なお、文書指摘として書面で通知したときは、必要に応じ京都府へ連絡する。

(2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導等において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不適切な事項（偽りその他不正の行為による場合を除く。）を確認したときは、当該事業者に対し、当該不適切な事項に関し、指導月前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の必要がある場合は原則として自主返還の指示を行う。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記(1)の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該事業者に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、勧告を行ったときは、必要に応じ京都府へ連絡する。

(4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該事業者に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会へ連絡する。

(5) 指定の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該事業者の指定を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示（第1号事業者を除く。）するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会へ連絡する。

(6) **返還金及び加算金**

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、地域密着型サービス事業者等（第1号事業者を除く。）が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払を受けたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。

また、第1号事業者が偽りその他不正の行為により第1号事業支給費の支払いを受けたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し返還を求める。

(7) **公表**

上記(3)の勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は上記(4)又は(5)の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

(8) **聴聞等**

上記(4)及び(5)の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

(9) **刑事告発**

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

(10) **介護サービス事業者に対する措置**

介護サービス事業者が開設する事業所において、指定基準違反等が疑われる場合は、指定権限を有する京都府において措置されるよう連絡調整するものとする。

7 **施行日**

令和4年4月1日

令和4年度地域密着型サービス事業者及び第1号事業者実地指導の実施結果について

1 実施状況

地域密着型サービス事業所	4
第1号事業所	3
合 計	7

2 指摘事項

(1) 文書指摘

指摘事項
① 重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を記載してください。
② 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供する第三者評価の実施状況等の重要事項を掲示又は、これらの重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにしてください。
③ 介護従業者が二つの共同生活住居を兼務する事例がありましたが、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者は共同生活住居ごとに必要人員を配置することとされており、複数の共同生活住居を兼務することはできません。

(2) 口頭指摘

指摘事項
① 運営規程と重要事項説明書の職員体制について、従業者の員数等が異なっているので整合性を図ってください。
② 事故発生時の対応に関するマニュアル等について、事故の再発防止等の事故発生後の対応を含めて整備してください。
③ 重要事項説明書について、既に加算を行っていない機能訓練に係る料金を削除するなど、実態に即した適切な記載に努めてください。また、運営規程と重要事項説明書の利用料の記載について齟齬があるので整合性を図ってください。
④ 運営規程と重要事項説明書の従業者の員数等の記載が異なっているので整合性を図ってください。また、通常の実施地域以外の利用者に対して行う送迎に要する費用について、運営規程では片道の金額が記載されていますが、重要事項説明書では片道の記載がなく運営規程に記載と同額の金額が記載されていますので、表記の整合性を図ってください。
⑤ 運営規程と重要事項説明書に記載の協力医療機関が異なっているので、整合性を図ってください。

(3) 指摘等の趣旨

① 文書指摘
文書指摘は、事業所の運営基準違反や介護報酬等の請求誤り等を是正するように、その改善について事業所に対して期限を定めて通知し、当該改善の結果について事業所から文書で報告を求めるものです。
② 口頭指摘
口頭指摘は、実地指導における指導内容を事業所運営に生かすため、実地指導の際の講評の要旨を文書で通知し、その改善を事業所で自主的に行わせるものです。(報告を求めない。)

事業所運営及び介護報酬請求等に係る留意事項について

(1) 介護報酬の算定誤りの事例

事例 ①	<p>【小規模】 「要介護3」で認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」の利用者に認知症加算(Ⅱ)を算定 *自立度が「Ⅱ」かつ要介護度「2」のみ算定可</p> <p>(原因) 「要介護2」に適用できるのなら、それより重度の「要介護3」以上の者にも適用できるはずとの誤解から生じたもの。</p>
	<p>【小規模】 登録者が月途中でグループホームに入居した後も登録を解除せず、月額全額を算定 ▶登録期間中は他の介護サービス(訪問看護等除く)の利用不可</p> <p>(原因) 登録解除は最後のサービス利用日でなく、利用者との契約終了日であることから、利用者から月途中の契約終了の申し出がなかったことであって、契約終了を月末としたもの。</p>
事例 ③	<p>【小規模】 入院により月(歴月)を通して、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ないことを予見していたのに、病院への訪問サービスを行うことにより、登録を解除せず、介護報酬を算定 ▶厚労省QA⇒通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月は、利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了</p> <p>(原因) 短期入院であれば登録解除(契約終了)しない限り介護給付費が算定可能なことや、利用者が登録の継続を強く望んでいたことから、病院への訪問サービスを行うことによって登録を解除をせず、結果としてサービスをまったく利用しなかった月に当該月の報酬全額を請求するに至ったもの。(病院への訪問も通いサービスに該当すると誤解) ▶城陽市から各事業所あて「小規模多機能型居宅介護サービスの利用者が入院した場合の取扱について」別紙のとおり通知</p>
	<p>【小規模】 入院による登録解除後、30日以内に再登録した利用者に初期加算を算定(当初登録の直後に入院し、一旦契約解除。退院後再登録するが、再登録が当初登録の30日以内であったことから、残日数について初期加算を算定) ▶30日超えてからの再登録でなければ、初期加算は算定できない。</p>
事例 ⑤	<p>【小規模】 看護職員配置加算(I)の算定を、看護師の配置を専従から兼務に変更後も継続 ▶看護職員配置加算は、常勤・専従の看護師配置が算定の要件(人事異動の際に算定要件を要チェック)</p>
	<p>【GH】 入居者の外泊日に初期加算のみ算定(国保連合会から請求書が返戻される。)</p> <p>…初期加算の算定に係る留意事項…</p> <p>① 加算は、介護費に加算されるものであり、外泊等で介護費を算定しないのに、初期加算のみ算定することはできない。 ② それならば、外泊等で加算を算定しなかった日数について、30日の期間を経過した以後の日に加算できないのかとの問い合わせもあるが、初期加算は30日間の期間内に限り算定できるものであるので、30日を経過してからは算定できない。</p> <p>…参考(小規模の場合)…</p> <p>③ 登録日(最初のサービス利用日)から起算して30日間は、加算を算定できる。(30日間の期間内であればサービスを利用していない日も加算を算定できる。) ④ 入院しても登録を解除しない場合は、加算を算定できる。しかし、一旦登録を解除した場合、再登録の日が当初登録日から30日間を経過しない場合であっても、その残日数について加算を算定できない。当初の登録解除の日から30日間経過してから再登録した場合は、改めて30日間算定できる。</p>

事例 ⑦	<p>【小規模】 認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」の利用者に認知症加算(Ⅰ)を算定 ▶認知症加算(Ⅰ)は、自立度が「Ⅲ」以上の場合に算定できる。(自立度「Ⅱ」は加算(Ⅰ)を算定できないが、要介護度「2」の場合は、認知症加算(Ⅱ)が算定できる。)</p>
事例 ⑧	<p>【GH】 入院中の入居者に認知症対応型共同生活介護費を算定 ▶入院期間中は介護報酬を請求できないのに、入居者に家賃を請求した際、誤って介護報酬を請求し、家賃とともに受領する。</p>
事例 ⑨	<p>【密着通所】 個別機能訓練の実施に当たって、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問することなく個別機能訓練計画を作成していたにも関わらず、個別機能訓練加算を算定 ① 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直しを行っていること。（居宅の訪問は27年度の介護報酬改定の際に義務化） ② 事業所から「居宅を訪問していた。」と説明があったが、その記録がないことから「訪問はなかった。」と認定せざるを得なかつたもの。（サービス提供の記録⇒記録なければ提供なし）</p>

(2) 事業所の運営上留意すべき事項(国保連合会から介護報酬請求書が返戻された事例)

事例 ⑩	<p>【GH・特養】 入居又は入所者の要介護認定の期限が経過していたことにより、国保連合会から介護報酬請求書が返戻される。</p> <p>事業所の運営基準 …条例第14条第2項(全ての地域密着型サービスに適用)… 事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>…条例第100条(小規模)、第122条(GH)、第165条(特養)… 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) その他、算定誤りとならないための留意事項

認知症専門ケア加算(認知症対応型共同生活介護)	<p>① 認知症介護実践リーダー研修等の修了者を配置しているか。(人事異動等で欠員が生じていないか。) ② 届出日の属する月の前3月における認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者の割合が平均で50%以上となっているか。(サービス提供体制強化加算は、前年度(4月～2月)の職員の割合が算定の要件になるが、認知症専門ケア加算は算定期月の前3月の利用者の割合が算定の要件になることに留意を要する。) ③ 認知症日常生活自立度Ⅲ未満の者に対して、当該加算を算定していないか。</p>
短期利用(認知症対応型共同生活介護)	<p>① 認知症実践リーダー研修の修了者を配置しているか。(人事異動等で欠員が生じていないか。) ② 短期利用していた利用者が引き続きグループホームに入居した場合、初期加算を30日間算定していないか。(初期加算は30日から短期利用の日数を控除した日数とすること。)</p>
サービスの提供が過少である場合の減算(小規模多機能型居宅介護)	<p>① 「登録者1人当たりの週平均利用回数」は、厚労省通知(本市自主点検表に記載しています)により正しく計算されているか。 ② 実地指導においては、事業所から別紙の資料提出を求めている。</p>

登録者1人当たりのサービス提供(月平均回数)に関する調書 (11月)

【小規模多機能型居宅介護事業所】

登録者名	サービス提供回数			登録日数(右欄 の控除後の日数)	当該月から控除した期間 (事由)
	訪問	通い	宿泊		
A	4	10	4	30	
B	3	6	2	15	11/1~15 (11/16利用開始)
C	2	8	1	14	11/15~30 (11/14契約解除)
D	3	8	2	20	11/10(入院)~11/21(退院)
計	12	32	9	79日②	登録者1人当たり平均利用回数
	合計 53回 ①				4回(①÷②×7)小数点以下切捨

<サービス提供回数の算定>

…通いサービス…

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。

…訪問サービス…

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られていないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

…宿泊サービス…

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

<登録日数の算定>

登録者が月の途中に利用を開始した場合⇒ 当該月の日数-利用開始日の前日以前の日数=登録日数

登録者が月の途中に利用を終了した場合⇒ 当該月の日数-利用終了日の翌日以降の日数=登録日数

登録者が入院した場合⇒ 当該月の登録日数-入院日数(入院初日及び退院日を除く。)=入院期間控除後の登録日数 ★入院期間中も登録を解除しない場合でも登録日数から控除できる。

…H21.3.23Q & A…

問127

(サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。)

→ 利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。

…H27Q & A Vol.1…

問169

(訪問サービスの提供回数には、通いサービスの送迎として自宅を訪問する場合も含まれるのか。)

→ (抜粋)通いサービスの送迎として自宅を訪問する場合であっても、介護従業者が行う身体整容や行為介助など、当該記録において訪問サービスとして記録されるサービスについては、訪問サービスの提供回数に含まれるものである。

写

23城高第427号
平成24年3月27日

小規模多機能型居宅介護事業所管理者様

城陽市福祉保健部長

小規模多機能型居宅介護サービスの利用者が入院した場合
の取扱について（通知）

小規模多機能型居宅介護サービスの利用者（登録者）が入院したときは、入院中は当該サービスを利用し得ないことから短期間の入院でも、その都度、登録を解除するのが望ましいと考えられますが、平成18年9月4日付け厚生労働省老健局計画課発「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQA」問42では、「入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月は、利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。」とされていることから、短期入院の場合は利用者の意向により、登録解除しない事業所があるところです。

しかし、当該QAに対する事業所の対応も不適切と認められる場合があることから、当該QAに対する本市の取扱をお示しますので、適切な対応に努められるようお願いします。

記

1 利用者が入院した場合（入院時に登録を解除しない場合の措置）

- (1) 利用者（登録者）が入院した場合は、速やかに次の項目を確認し記録を残すこと。
① 入院先 ② 入院（見込）期間 ③ 利用者の意向（登録の意思） ④ 確認日

(2) 前記(1)で確認した入院（見込）期間については、当該期間の終了前に退院（予定）日を確認し、(1)に準じて記録を残すこと。

(3) 前記(1)又は(2)の確認の結果、月を通しての入院が予見されるとき又は入院期間が不明のときは、当該確認日以降の登録を解除すること。（月を通しての入院とは、当該月の初日から末日まで継続して入院する場合をいう。）

2 登録解除しない場合の介護報酬請求

月を通して入院が予見される等にもかかわらず登録を解除しないときは、介護報酬を算定しないこと。また、当該利用者の退院後の介護報酬算定の開始日は退院日でなく、最初のサービス利用日とすること。

担当	高齢介護課介護保険係
TEL	56-4043
FAX	56-4032

事務連絡
平成18年9月4日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局計画課

介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて
介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げま
す。

さて、別添のとおり、「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A」
を作成しましたので、送付いたします。

つきましては、管内市町村及び介護老人福祉施設等関係者に周知していただくよ
うお願いします。

〈照会先〉
厚生労働省老健局計画課企画法令
係

TEL 03-5253-1111(内線3929)

…別添…

(問42) 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービス
のいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護
費の算定は可能か。

(答)

登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのよう
な場合は、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配
慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

認知症介護実践者等養成研修修了者の配置要件等

研修名	研修修了者の配置が必要な介護サービスと該当職種					研修修了者を配置していない場合の措置等
	地域密着型通所介護 第1号通所事業	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	
認知症介護基礎研修	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係者の資格を有さない者					令和6年4月1日から義務化 (令和6年3月31までは努力義務)
①認知症介護実践者研修(又は基礎課程)	一	管理者(④の研修の受講資格を得るために必要)	管理者(④の研修の受講資格を得るために必要) 介護支援専門員(⑤の研修の受講資格を得るために必要)	管理者(④の研修の受講資格を得るために必要) 計画作成担当者 介護従業者(短期利用型、認知症専門ケア加算を算定している事業所の介護従業者が②の研修の受講資格を得るために必要)	介護従業者(認知症専門ケア加算を算定している施設の介護従業者が②の研修の受講資格を得るために必要)	1 当該研修を修了していない場合は②、④及び⑤の研修を受講できない。 (②の研修については、当該研修終了後1年以上経過していること。) 2 計画作成担当者が当該研修を修了していない場合は、その事実が発生した翌々月からその事実が解消するに至った月まで利用者全員の介護報酬を70%に減額する。
②認知症介護実践リーダー研修(又は専門課程)	一	一	一	一	介護従業者(短期利用型、認知症専門ケア加算を算定している場合に1人以上必要)	短期利用型、認知症専門ケア加算を算定している事業所又は施設において、介護従業者が当該研修を修了していない場合は、その事実が発生した日以後は当該加算等の請求ができない。
③認知症対応型サービス事業開設者研修	一	一	一	代表者(法人代表者でなくとも、介護部門の代表者等で、かつ、法人役員であれば受講可能)	代表者(法人代表者でなくとも、介護部門の代表者等で、かつ、法人役員であれば受講可能)	事業者指定及びその指定の更新を受けることができない。
④認知症対応型サービス事業管理者研修	一	管理者	管理者	管理者	管理者	
⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	一	一	一	介護支援専門員	一	介護支援専門員が当該研修を修了していない場合は、その事実が発生した翌々月からその事実が解消するに至った月まで、利用者全員の介護報酬を70%に減額する。

地域密着型サービス事業所及び第1号事業所における利用者へのサービス提供に係る留意事項について

◆ 地域密着型サービス事業所

○ 城陽市内に所在する地域密着型サービス事業所のサービスを利用できるのは、原則として次の人に限られます。

- ① 城陽市の被保険者
- ② 住所地特例に該当する他市町村の被保険者

※ケースによっては市町村からの事業所指定を受けたうえで利用できる

○ 城陽市に住んでいても、住民票を城陽市に異動していない人がいらっしゃいます。新規でのサービス提供の相談があった際は、その人の被保険者証によりサービス提供が可能であるかを必ず確認してください。

○ 被保険者にサービスを提供する場合は、サービスの開始時に「**住所を市外へ異動した場合は、サービスを提供できなくなること**」を説明しておいてください。なお、当該説明は重要事項説明書等で説明のうえ同意を得ておくのが、利用者とのトラブル防止のためにも有効と考えられます。

◆ 第1号事業所

○ 城陽市内に所在する第1号事業所のサービスを利用できるのは、原則として次の人に限られます。

- ① 城陽市の被保険者のうち、要支援又は事業対象者の人
- ② 住所地特例に該当する他市町村の被保険者のうち、要支援又は事業対象者の人

※ケースによっては市町村からの事業所指定を受けたうえで利用できる

○ 城陽市に住んでいても、住民票を城陽市に異動していない人がいらっしゃいます。新規でのサービス提供の相談があった際は、その人の被保険者証によりサービス提供が可能であるかを必ず確認してください。

○ 被保険者にサービスを提供する場合は、サービスの開始時に「**住所を市外へ異動した場合は、サービスを提供できなくなること**」を説明しておいてください。なお、当該説明は重要事項説明書等で説明のうえ同意を得ておくのが、利用者とのトラブル防止のためにも有効と考えられます。

地域密着型サービス運営推進会議及び事業所の外部評価等について

1 地域密着型サービス運営推進会議の開催について

地域密着型サービス事業所は、介護保険法に基づき運営推進会議の設置が義務付けられています。

運営推進会議は、事業所が、利用者、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的に設置するものです。

事業所は、運営推進会議について記録（会議録）を作成し、公表することとされています。公表は、当該事業所の玄関等で来所者が閲覧できる方法でも差し支えありません。

◆会議の開催回数

地域密着型通所介護事業所	6月に1回以上
認知症対応型通所介護事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	2月に1回以上
認知症対応型共同生活介護事業所	
地域密着型特別養護老人ホーム	

2 小規模多機能型居宅介護事業所における運営推進会議を活用した評価の実施について

小規模多機能型居宅介護事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図ることとされており、事業所が行った評価については、運営推進会議に報告し、運営推進会議における評価を行った上で、それらの結果を公表する必要があります。

事業所が行う評価や運営推進会議における評価については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月37日厚生労働省課長通知）」（令和3年4月改正）により行ってください。

3 認知症対応型共同生活介護事業所における評価及び外部評価の受審緩和について

認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ることとされており、事業者に係る自己評価及び外部評価については、京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱（平成27年改正施行）により、事業所ごとに原則として少なくとも年に1回は実施が必要とされていますが、令和3年度から「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県名が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これらを市や地域包括支援センター等の公平・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとされました。

また、過去に既存の外部評価を5年間継続して実施している事業所にあっては、所定の

条件を満たす場合は、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができますが、この外部評価の受審回数緩和は、前述の外部評価実施要綱及び京都府の「地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領（平成22年4月1日施行）」の定めるところにより、事業者から府への申請（市町村経由）が必要です。当該申請により府から「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る認定書」が交付された事業者に係る事業所の緩和期間は、直近に受審した外部評価の評価日から1年間とし、緩和期間の終了日から1年以内に必ず受審（訪問調査）しなければなりませんので、外部評価機関による受審日（訪問調査日）について十分に注意をお願いいたします。

受審緩和期間中の取扱いは「5年間継続して受審している事業所」の要件をみたすこととされていますので、緩和期間の終了日から1年以内に受審し、次の実施回数の緩和を受けたい場合は、再度、申請していただく必要があります。

なお、運営推進会議を活用した外部評価は、外部評価を継続して実施したとみなす年数には参入することができないとされ、実施回数の緩和要件には該当しませんので、ご留意ください。

4 福祉サービス第三者評価について

介護保険法及び社会福祉法では「事業所は自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に良質かつ適切な介護・福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。

第三者評価とは、当事者以外の公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価することを言います。

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されていますが、認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にあります。

一方、介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を説明する義務があり、認知度が必ずしも高くない状況を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているかを説明する必要があるとされました。

このため、平成30年4月1日から介護保険サービスに係る基準通知の一部改正により介護保険サービスに係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」を重要な事項に記載して説明する必要があります。

福祉サービス第三者評価事業については、「京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」のホームページ（<https://kyoto-hyoka.jp/>）を参照ください。

◆重要事項説明書に記載すべき事項

- ①運営規程の概要
- ②従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） 等

介護サービス提供等により事故が発生した場合の保険者等への報告書提出について

介護サービス提供等により事故が発生した場合の本市等への報告については、本市ホームページに掲載しておりますが、未報告等の不適切な事例が見受けられることから、以下の点を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

■不適切な事例とその対応

1 本課が事故の事実を知り、事業所に対して指示するまで報告書が提出されなかった事例

- ① 報告書の提出は、事故発生日から10日以内に行ってください。経過中の場合は、10日以内に、その時点の状況を第1報として報告し、完結後、第2報として報告してください。
- ② 何らかの事情で10日以内に報告書を提出できないときは、電話又はメールで事故の概要を連絡の上、後日、報告書を提出してください。連絡もなく、かつ、報告書の提出が遅れたことについてやむを得ない事情が認められないときは、遅延したことについて法人代表者等から顛末書を提出していただくことがあります。

…その他負傷事故報告に係る留意事項…

- ③ 事故報告書は、事業者の過失の有無に関係なく提出していただくことになっています。
- ④ 利用者の負傷等については、医療機関等での治療を受けた場合に提出していただくことになっています。しかし、事業所の事務負担を軽減するため「日常生活への支障がない軽度の負傷等で、かつ、軽微な治療で済んだことから、管理者等が報告の必要がないと認めた場合」は、報告しなくてもよいことについていますが、その判断に当たっては、次のことに留意してください。

ア 日常生活への支障

数日であっても、包帯等によって「入浴ができない。」とか「食事など介助なくできていったことができない。」等の状態にあるときは、日常生活に支障があると認められること。

イ 軽微な治療

「骨折・捻挫等により、ギプス等で固定した。」とか「再診のため通院した。」等の場合は軽微な治療として認められないこと。また、「救急搬送」又は「検査等で利用者が多額の医療費を負担した。」等の場合は、治療そのものは軽微なものであっても報告の対象とする。

ウ その他留意事項

「日常生活に支障がない軽度の負傷で、かつ、軽微な治療」と認められるときでも、次の場合は、報告書提出について本課に協議してください。

- ・特養入所者及びグループホーム入居者に係る事故で、家族等へ当該事故について連絡した

とき。（家族が訪問の際に行った近況報告等を除く。）

- ・事業者側に過失があるとき。

2 次の場合も報告する必要があるが、管理者等の認識不足により、本課から指示するまで報告書が提出されなかった事例

- ・「財物の損壊・滅失」、「交通事故」、「従業員の法令違反」又は「その他」（別表参照）の場合も報告書を提出していただく必要がありますので注意してください。
- ・事故報告が必要か否か判断に迷う事案は、市へ相談してください。

■感染症等発生の報告

感染症や食中毒の発生については、まず、保健所へ報告するとともに、本市へも報告してください。報告が必要な感染症や食中毒については、別表の「8 感染症、9 痢疾、10 食中毒」で示していますのでご覧ください。

■事故が起こったら

事故が起こった際は、まずは利用者の安全確保、感染症の拡大防止、速やかな緊急搬送等に努めてください。

その後、事業所の中で事故原因の分析、今後の対応策について検討し、実行してください。

その過程の中で、市への事故報告を発生から10日以内にお願いします。

発生から10日以内の報告が難しい場合、急ぎ電話等でご一報ください。

介護サービス提供等により事故が発生した場合の保険者等への報告書提出について

平成23年3月1日

平成29年4月1日改正

城陽市高齢介護課

1 報告書の提出先等

- (1) 報告書は次の①～③の機関に提出してください。
- ① 城陽市高齢介護課（市外の利用者に係る事故についても提出）
 - ② 利用者（被保険者）の属する市町村（当該市町村の定める方法により提出）
 - ③ 京都府山城北保健所（地域密着型サービス事業所及び居宅サービスを実施しない第1号事業所は提出不要）
- (2) 報告書の提出者は当該事業所の管理者としますが、例えば感染症の集団発生等で、その範囲が併設事業所にも及ぶことから、各事業所単位での報告が不合理な場合は、統括責任者（施設長等）が一括して報告書を提出してください。

2 報告書の様式等

- (1) 城陽市に提出する場合は、別紙の参考様式1（負傷等）、参考様式2（感染症・食中毒等）又は参考様式3（その他）を使用してください。（参考様式の各項目が記載されていれば、事業所独自の様式でも差し支えありません。）
- (2) 利用者が他市町村の被保険者で、当該市町村に報告書を提出する場合は、その報告書を城陽市に提出されても差し支えありません。（他市町村への報告に城陽市の参考様式を使用される場合は、その是非を提出先に確認してください。）

…参考…

- ① 京都市及び宇治市は、報告の要領や報告書の様式が定められています。
- ② 京都府でも報告書の参考様式等が定められており、報告先の市町村が様式を定めていない場合に使用することとされています。
- ③ 京都府及び京都市の報告書の様式等は、ワムネット京都府センターの掲示版に掲載されています。

3 報告書の提出が必要な事故

- (1) 事故とは利用者へのサービス提供に関わりのある事故で、別表の左欄に記載の1～14までの各種別の事故を指します。事業者の過失の有無を問いません。
- (2) 報告書は事故の状況、程度及び規模等が別表の右欄に該当する場合に提出してください。ただし、事故の種別が1～7の場合で、次のいずれにも該当しないときは提出の必要がありません。
- ① サービスの提供が起因した事故
 - ② 利用者が事業所又は施設内（農園等の付属施設含む。）に所在中の事故

- ③ 従業員（ボランティア含む。）の付添いによる送迎、買い物、散歩、通院等における事故
- ④ グループホーム入居者等の外出時における事故（帰宅・入院時等の事故、その他家族等の付添いによるサービス提供時以外の事故を除く。）

4 報告書の提出期日等

- (1) 事故の発生を知った日から10日以内に提出してください。緊急性の高いものは速やかに連絡の上、後に報告書を提出してください。
- (2) 事故の処理が完了していないことから、報告書に記入できない項目があつて期日内に提出できないときは、第1報として記入可能な項目のみ記入して提出してください。未記入の項目については、事故処理が完了してから記入の上、第2報等として遅滞なく提出してください。事故処理が長期化する場合は、経過報告を求めることがあります。
- (3) 「感染症、疥癬、食中毒」に係る報告書の提出は、発生時と終息時の2回としますが、10日以内に報告書の提出が可能な場合は、同時の報告も可とします。終息が長期化する場合は、経過報告を求めることがあります。
- (4) 1類～4類感染症等（感染症法第12条の規定により診断した医師が直ちに保健所への届出を義務付けられている疾患）又は食中毒については、その発生（疑い含む。）を知った時点で速やかに保健所に報告し、保健所が感染症又は食中毒として対応していることを確認してください。その確認をした時点で、その旨、本市に速やかに連絡してください。
- (5) 前記(4)以外の感染症等についても必要に応じて保健所に報告し、その旨、本市に速やかに連絡してください。

(別表) 事故の状況、程度及び規模等

事故の種別	事故の状況、程度及び規模等
1 死亡	利用者の死亡が次のいずれかに該当するとき。 ① 介護サービスの提供により死亡した場合 ② 事故死、自殺、その他死亡原因に疑義がある場合
2 骨折 3 火傷 4 創傷 5 誤嚥 6 異食 7 薬の誤配	利用者が負傷等によって、入院又は医療機関等での治療を受けた場合(日常生活への支障がない軽度の負傷等で、かつ軽微な治療で済んだことから、管理者等が報告の必要がないと認めた場合を除く。)
8 感染症 9 疥癬	利用者や従業員が感染症を発症した場合で、次のいずれかに該当するとき。 ① 利用者が1類～4類感染症等(感染症法第12条の規定により、診断した医師が直ちに保健所への届出を義務付けられている疾患)を発症(疑い含む。)した場合 例:2類 結核 等 3類 細菌性赤痢、O157 等 4類 レジオネラ症 等 ② 従業員(ボランティア含む。以下同じ。)が①に該当する疾患を発症(疑い含む。)した場合で、利用者への感染が危惧されるとき。 ③ 利用者が①以外の感染症(疑い含む。)又は疥癬を発症した場合で、次のいずれかに該当するとき。 例:5類感染症 ノロウイルス、インフルエンザ(新型等除く。)等 疥癬 ア 同一の感染症等(疑い含む。)による死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生したとき。 イ 同一の感染症等(疑い含む。)による患者が10名以上又は全利用者(グループホームにあっては当該ユニット)の半数以上発生したとき。 ウ ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めたとき。 注1 通所系サービスにあっては、利用者の感染症等に罹患した原因が、当該事業所への通所にあるとき。(これに該当しない場合でも、前記①の疾患を発症したときは、他の利用者への感染が危惧される場合を含む。) 注2 訪問系サービスにあっては、前記②に該当するとき。
10 食中毒	利用者が食中毒を発症した場合で、次のいずれかに該当するとき。 ① 食中毒の発生が、施設又は事業所で調理等した食事提供に起因するとき。(グループホーム入居者等による調理や食事の準備、訪問介護員等による訪問先での調理や食事の準備を含む。) ② 食中毒の発生が上欄③のア又はイに該当するとき。(訪問系サービスを除く。通所系サービスにあっては、「全利用者」を「食中毒発生日の全利用者」に読み替える。)
11 財物の損壊・滅失	事業者側に責任のある利用者の保有する物品又は金銭の破損や紛失等のとき。(その内容が軽微な場合で、利用者との間で問題が円満に解決していることから、管理者等が報告不要と認めた場合を除く。)
12 交通事故	従業員の自動車運転による利用者の送迎中等の交通事故(加害・被害を問わない。)で、利用者が負傷等したとき又は当該交通事故が原因で利用者の通所サービスを中止したとき。ただし、利用者に負傷等がなく、次の①及び②ともに該当しないことから、管理者等が軽微な事故として報告不要と認めた場合を除く。 ① 通所サービスを中止した利用者が、当日の全利用者の半数未満のとき。 ② 当該交通事故の原因が、従業員の飲酒運転やスピード違反などの悪質な交通ルール違反でないとき。
13 従業員の法令違反	利用者の預かり金横領等のとき。
14 その他	前記1～13事故に該当しない場合で、例えば次のようなときに管理者等が報告を必要と認めたとき。 ① 利用者が行方不明のとき。(警察署での保護を含む。) ② 災害等による施設や設備等の損壊により、サービス提供の一時中止や一時縮小をしたとき。 ③ 利用者やその家族等に係る個人情報が流出又は紛失したとき。 ④ 利用者側から損害賠償を求められているとき。

令和3年度の介護報酬改定により令和6年4月1日から義務化(令和6年3月31日まで努力義務)になる取組項目

※下線はサービス種別により実施回数等が異なる取組項目

項目	第1号訪問事業	地域密着型通所介護 第1号通所事業	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (※太字は既に施行されている項目)
感染症対策の強化		▶感染症の発生及びまん延防止のため、 ①感染対策委員会の設置(6月に1回以上開催) ②指針の整備 ③研修の実施(年1回以上) ④訓練(シミュレーション)の実施(年1回以上)			▶感染症の発生及びまん延防止のため、 ①感染対策委員会の設置(6月に1回以上開催) ②指針の整備 ③研修の実施(年2回以上) ④訓練(シミュレーション)の実施(年2回以上)	▶感染症の発生及びまん延防止のため、 ①感染対策委員会の設置(3月に1回以上開催) ②指針の整備 ③研修の実施(年2回以上) ④訓練(シミュレーション)の実施(年2回以上)
業務継続に向けた取組の強化		▶感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、 ①感染症及び災害に係る業務継続計画の策定 ②研修の実施(年1回以上) ③訓練(シミュレーション)の実施(年1回以上)			▶感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、 ①感染症及び災害に係る業務継続計画の策定 ②研修の実施(年2回以上) ③訓練(シミュレーション)の実施(年2回以上)	
認知症に係る基礎的な研修の受講	—		▶全ての介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させること。 ・新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した介護従業者(医療・福祉関係の資格を有さない者に限る。)に対しては、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年間を経過するまでに研修を受講させること(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)			
高齢者虐待防止の推進		▶利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、 ①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施(年1回以上) ④担当者の設置 の措置を講じること	▶運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」の記載を追加 ・虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること		▶利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、 ①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施(年2回以上) ④担当者の設置 の措置を講じること	▶運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」の記載を追加 ・虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること
栄養ケアマネジメントの充実	—	—	—	—	—	▶令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、 栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が入所者ごとの栄養管理を計画的に行うこと ①栄養ケア計画の作成 ②栄養状態の記録 ③栄養ケア計画の評価・見直し
口腔衛生管理の強化	—	—	—	—	—	▶令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、 口腔衛生の管理を基本サービスとして行うこととを踏まえ、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行うこと ①歯科医師等からの助言及び指導(年2回以上) ②①の助言及び指導に基づく計画の作成

地域密着型サービス事業者自主点検表の作成について

(令和5年7月 城陽市高齢介護課)

1 はじめに

地域密着サービス事業者は、市の条例・規則及び厚生労働省令等に定められた人員、設備、運営に関する基準及びサービスに要する費用の算定に関する基準を順守することが必要です。

この「地域密着型サービス事業者自主点検表（以下「自主点検表」という。）」は、これらの基準並びに介護報酬に係る厚生労働省の告示、留意事項通知及びQ&A等の主な内容を盛り込んだ上で、各項目についてのチェックポイントを示し、事業者自身が、自らのサービスの提供体制、運営状況、介護給付費の算定方法等についての点検・評価を行うことができるようになっています。

事業者においては、この点検表を積極的に活用いただき、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただければと思います。

2 自主点検の実施方法

事業所ごとに年1回以上、各サービスに対応する自主点検表により定期的に実施してください。人員、設備、運営の各基準及びサービス費用の算定方法について確認を行い、自主点検表の項目ごとの「点検内容」に照らして基準等を満たしているかどうかについて自己評価を行ってください。

また、防災・防犯については、自主点検表（地域密着型共通 防災・防犯）により点検を実施してください。

3 自主点検を行う者

事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行ってください。

4 自主点検表の記入上の留意事項

(1) 自主点検表の構成等

サービスごとに「介護」と「介護予防」のサービスを同時に点検できるようにしています（地域密着型通所介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については「介護」のみ）。

「項目」欄又は「点検内容」欄で、「…介護…」の表記があるのは「介護サービス」を、「…予防…」の表記があるのは「介護予防サービス」を指しています。いずれの表記もないのは、「介護サービス」と「介護予防サービス」の双方を指しています。

また、各項目に◆を付してその根拠規定を表記しています。（介護と介護予防の根拠規定が異なる場合は、介護の根拠規定）

(2) 「評価」欄・「備考」欄への記入

項目ごとに点検内容を確認の上、評価欄に、基準を満たしているものに「○」印、満たしていないものに「×」印、基準の一部を満たしているものの十分でないものに「△」印を付け（従来から行っている事業所独自の方法も可）、備考欄に「基準を満たしていない」又は「不十分」な内容等を記入してください。また、備考欄に「責任者の所属・職名」、「事例・届出の有無」等の記載がある場合は、当該事項についても併せて記入してください。

運営等に関する項目の点検内容やサービス費用の算定で該当がない場合には、評価欄に「-」印等をして、該当がないことがわかるようにしてください。

(3) 自主点検表（表紙）への記入

点検実施年月日及び点検実施者等について、表紙の様式に記載の要領により記入等してください。

5 問題点等の改善

点検を行った結果、基準を満たしていない事項又は基準の一部しか満たしていない事項があった場合には、それに係る問題点を明らかにし、必要な改善策を講じるとともに、改善の経過がわかる書類を作成（任意様式）し、自主点検表と併せて保管してください。

なお、改善がされず、基準を満たさない状態が続く場合は、指導及び指定取消しの対象となります。

6 自主点検表の保管

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類は、点検を行った日から5年間保管し、本市が行う指導・監査やその他本市が求める際には提示してください。

第1号事業者自主点検表の作成について

(令和5年7月 城陽市高齢介護課)

1 はじめに

第1号事業者は、厚生労働省令及び城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に定められた人員、設備、運営に関する基準及びサービスに要する費用の算定に関する基準を遵守することが必要です。

この「第1号事業者自主点検表」は、これらの基準並びにこれまでに厚生労働省から示された解釈通知・Q&A等の主な内容を盛り込んだうえ、各項目についてのチェックポイントを示し、事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことができるものとなっています。

事業者においては、この点検表を積極的に活用することとし、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただきたいと思います。

2 自主点検を実施する時期

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。なお、居宅介護サービス又は地域密着型サービスを併せて実施している事業所は、これらの各サービスと併せて点検を行ってください。

(居宅サービスについては、京都府作成の訪問介護又は通所介護の自主点検表の様式、地域密着型サービスについては、本市作成の地域密着型通所介護の自主点検表の様式を使用)

3 自主点検を行う者

事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

4 実施の方法

事業所ごと(※1)に、自主点検表を作成してください。人員、設備、運営の各基準及びサービス費用の算定方法について確認を行い、主眼事項の各項目ごと(※2)の「基準等・通知等」に照らして基準等を満たしているかどうかについて自己評価を行ってください。

※1 第1号訪問事業又は第1号通所事業として一括して点検を行えばよく、相当サービスと基準緩和型サービスとに分けて行う必要はない。

※2 「基準等・通知等」の欄に○数字が付されている場合は○数字ごと。

5 自主点検表の記入上の留意事項

① 「評価」欄・「備考」欄への記入

各主眼事項ごとに基準等・通知等欄を確認のうえ、例えば、基準を満たしているものについては「○」印、満たしていないものについては「×」印、基準の一部を満たしているものの十分でないものについては「△」印を付け、備考欄に不十分な内容について記載しておく等してください。また、事業者の判断により「A・B・C評価」、「5段階評価」等による方法も考えられます。

なお、サービス費用の算定等において該当がない場合は、「該当なし」等その旨がわかるように、評価欄に記入ください。

② 点検実施者等は、①による点検実施後、「自主点検表(表紙)」(別途様式あり)に点検年月日等必要な事項を記入のうえ、自主点検表に添付してください。

6 自主点検後の対応等について

点検を行った結果、基準を満たしていない事項又は基準の一部しか満たしていない事項があった場合には、それに係る問題点を明らかにし、必要な改善策を講じるとともに、改善の経過がわかる書類を作成(任意様式)し、自主点検表と併せて保管してください。なお、改善がされず、基準を満たさない状態が続く場合、指導及び指定取消しの対象となります。

7 自主点検表の保管

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、点検を行った日から5年間保管を行い、本市が行う事業者等に対する指導・監査及びその他本市が求める際には、提示を行ってください。

指定事業者の指定更新、変更届、加算体制届、事業の廃止、休止、再開の届出について

※指定更新、変更届等の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

◆指定更新

根拠規定	<地域密着型サービス> 介護保険法第78条の12(法第70条の2準用)				
	<地域密着型介護予防サービス> 介護保険法第115条の21(法第70条の2準用)				
	<第1号事業> 介護保険法第115条の45の6				
要旨	<p>① 指定事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。 【指定(更新)書で有効期間の満了日を確認のこと】</p> <p>② 更新申請があつた場合において、指定の有効期間満了までに申請に対する処分がされないとときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、その効力を有する。</p> <p>③ ②の場合において指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算する。</p>				
指定更新申請書の提出	<table border="1"> <tr> <td>提出書類</td><td>別紙「指定更新申請に係る提出書類等一覧表」のとおり。</td></tr> <tr> <td>提出期限</td><td>指定の有効期間満了日の2か月前までに提出してください。</td></tr> </table>	提出書類	別紙「指定更新申請に係る提出書類等一覧表」のとおり。	提出期限	指定の有効期間満了日の2か月前までに提出してください。
提出書類	別紙「指定更新申請に係る提出書類等一覧表」のとおり。				
提出期限	指定の有効期間満了日の2か月前までに提出してください。				

●令和5年度(令和5年7月)から令和6年度指定更新該当事業所

事業者名	事業所名	サービス種別	満了日
株式会社たくみ	ヘルパーステーション スイート	第1号訪問事業	令和5年7月31日
医療法人啓信会	医療法人啓信会 デイサービスセンターリエゾン萌木の村	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和5年11月30日
株式会社ハウス・あい	訪問介護事業所プラス	第1号訪問事業	令和6年1月31日
有限会社 ホワイティー	小規模多機能久津川ホワイティー	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	令和6年3月31日
株式会社 小町ケア	デイサービスセンター百歳俱楽部	地域密着型通所介護 第1号通所事業	令和6年8月31日

◆変更届

根拠規定	<地域密着型サービス> 介護保険法第78条の5第1項
	<地域密着型介護予防サービス> 介護保険法第115条の15第1項
	<第1号事業> 城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第1項
要旨	<p>① 指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他の事項に変更があったときは、その旨を10日以内に事業所の所在地を管轄する市町村長(城陽市長)に届け出なければならない。(介護保険法施行規則第131条の13、140条の30)</p> <p>②「利用定員等」、「事業所の所在地」、「事業所の建物の構造、専用区画等の変更」、「営業日及びサービス提供時間等」及び「利用料(法定代理受領サービスに該当するものを除く)」を変更しようとするときは、本市にあらかじめ協議しなければならない。(城陽市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱第9条第3項、城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第2項)</p> <p>③ 運営規程に係る「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更については、(その都度でなく)年1回、毎年4月1日を基準日として4月10日までに変更の届出をする。(変更の都度届出なくてもよい。府の取扱に準じる。)</p> <p>※従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、事業所に置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することは差し支えない。(重要事項説明書においても同様)</p>
提出書類・届出事項	別紙「変更届出に係る提出書類及び届出事項等一覧表」参照

◆加算体制届

要旨	<p>① 地域密着型通所介護費等の各単位数表(厚労省告示)又は城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別記1及び別記2に定められた各種加算等の算定については、予め市町村長に届けなければならない。(届出が必要な加算等と必要でない加算等があることに留意)</p> <p>…届出が必要な加算…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス) ・第1号事業費等算定に係る体制等状況一覧表(第1号事業) を参照
	<p>② 算定開始月</p> <p>▶15日までに届出書が受理されたとき⇒翌月</p> <p>▶16日以降に届出書が受理されたとき⇒翌々月</p> <p>▶ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設にあっては、月の初日までに届出書が受理されれば、当該月から算定を開始できる。</p>
	<p>③ 加算体制を見直そうとする場合は、利用者負担が変わることから、事前に利用者に対し十分に説明を行い、同意を得ること。また、見直した加算での請求を間違うことなく行うこと。</p>
提出書類等	別紙「加算体制届出に係る提出書類一覧表」参照

◆事業の廃止、休止、再開

根拠規定	<地域密着型サービス> 介護保険法第78条の5第2項
	<地域密着型介護予防サービス> 介護保険法第115条の15第2項
	<第1号事業> 城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第3項、第4項
要旨	<p>① 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止(1年以内)しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、その旨を市長に別に定める廃止・休止届出書により届け出なければならない。(届出の前には事前に相談すること。)</p> <p>② 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。(届出の前には事前に相談すること。)</p> <p>③ 指定事業者は、当該指定に係る事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続してサービスを受けることができるための措置を講じなければならない。</p>
提出書類等	別紙「事業の廃止、休止、再開の届出に必要な書類」参照

◆指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定更新申請に必要な書類

(※指定地域密着型通所介護事業所の指定更新申請書は「第5号様式の2」を使用してください。)

添付書類	※地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 介護老人 福祉施設	備 考
指定更新申請書付表	付表9	付表2	付表3	付表4	付表6	
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式1	様式1	様式1-2	様式1-3	様式1-4	原則として更新月分
上記一覧表に記載の従業者の資格者証等の写し	要	要	要	要	要	当該職種・職務に必要な資格者証、研修修了証等
事業所の平面図	様式3	様式3	様式3	様式3	様式3	部屋ごとの床面積(有効面積)が記載されたもの
誓約書	様式6(表紙)	様式6(表紙)	様式6(表紙)	様式6(表紙)	様式6(表紙)	
介護サービスの実施事業所	様式6(別紙①)	様式6(別紙①)	様式6(別紙①)	様式6(別紙①)	様式6(別紙①)	
介護予防サービスの実施事業所		様式6(別紙③)	様式6(別紙③)	様式6(別紙③)		
介護支援専門員(変更) 状況一覧			様式7	様式7	様式7	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の資格が必要な職種のみ ・介護支援専門員の変更がない場合でも、「新」の欄に必要事項を記載して提出
自主点検表の写し	要	要	要	要	要	直近のもの
指定(更新)書の写し	要	要	要	要	要	

注1 上記添付書類のほか、指定更新日付けで事業所の管理者や運営規程等の変更を行う場合は、変更届出書の添付書類に準じ必要な書類を提出してください。この場合、変更届出書の提出は不要ですが、当該変更を指定更新日の前に行う場合は、別途変更届出書の提出が必要です。

注2 添付書類の様式のうち、様式6(別紙を含む。)及び様式7以外の様式は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

第5号様式

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所
 指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

(あて先)城陽市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)		
	連絡先	電話番号		FAX番号
		Email		
	代表者の職名・氏名 ・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日
代表者の住所	(郵便番号 ー)			
同一所在地において行う事業等の種類			指定更新申請対象 事業の有効期間 満了年月日	既に指定を受けて いる事業 (該当事業に○) 様式
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			付表1
	認知症対応型通所介護			付表2
	小規模多機能型居宅介護			付表3
	認知症対応型共同生活介護			付表4
	地域密着型特定施設入居者生活介護			付表5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			付表6
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護			付表7
	複合型サービス			付表8
	地域密着型通所介護			付表9
居宅介護支援事業				付表10
サ ー ビ ス 介 護 予 防 地 域 密 着 型	介護予防認知症対応型通所介護			付表2
	介護予防小規模多機能型居宅介護			付表3
	介護予防認知症対応型共同生活介護			付表4
介護予防支援事業				付表11
介護保険事業者番号	(既に指定又は許可を受けている場合)
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)

* 裏面に指定更新申請に必要な添付書類についての記載があります。

◆第1号事業所及び地域密着型通所介護事業所の指定更新申請に必要な書類

添付書類	第1号訪問事業	第1号通所事業	地域密着型通所介護	備 考
指定更新申請書付表	付表12	付表9	付表9	
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式10	様式1又は様式10	様式1又は様式10	原則として更新月分
上記一覧表に記載の従業者の資格者証等の写し	要	要	要	当該職種・職務に必要な資格者証、研修修了証等
事業所の平面図	様式3	様式3	様式3	部屋ごとの床面積(有効面積)が記載されたもの
誓約書	様式6 (表紙及び別紙⑤)	様式6 (表紙及び別紙⑤)	様式6 (表紙及び別紙①)	
自主点検表の写し	要	要	要	直近のもの
指定(更新)書の写し	要	要	要	

注1 第1号通所事業所として指定を受け、かつ地域密着型通所介護事業所として指定を受けている事業所の指定更新申請に係る添付書類のうち、共通する書類は、1部提出いただければ結構です。

注2 上記添付書類のほか、指定更新日付で事業所の管理者や運営規程等の変更を行う場合は、変更届出書の添付書類に準じ必要な書類を提出してください。この場合、変更届出書の提出は不要ですが、当該変更を指定更新日の前に行う場合は、別途変更届出書の提出が必要です。

注3 添付書類の様式のうち、様式6(別紙を含む。)及び様式7以外の様式は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

第5号様式の2

指定地域密着型通所介護事業所
指定第1号事業所

指定更新申請書

年 月 日

(あて先) 城陽市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
		Email					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日	
			氏名				
代表者の住所	(郵便番号 -)						
同一所在地において行う事業(訪問・通所)の種類					指定更新申請対象事業の有効期間満了年月日	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	様式
第1号訪問事業	訪問介護相当サービス						付表12
	訪問型生活援助サービス						
	訪問型生活サポートサービス						
第1号通所事業	通所介護相当サービス						付表9
	短時間運動型デイサービス						
	短期集中運動型デイサービス						
居宅サービス・ 地域密着型サービス	訪問介護						—
	通所介護						—
	地域密着型通所介護						付表9
介護保険事業者番号	■	■	■	■	■	■	(既に指定を受けている場合)
医療機関コード等	■	■	■	■	■	■	(保険医療機関として指定を受けている場合)

注：指定地域密着型通所介護事業所の指定更新申請は、当該様式を使用してください。

第2号様式

変更届出書

年 月 日

(あて先)
城陽市長住所
(所在地)
開設者 氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号	□	□	□	□	□	□	□	□	
指定内容を変更した事業所等		名称									
サービスの種類		所在地									
変更があった事項(該当項目番号に○)		変更の内容									
1	事業所(施設)の名称	(変更前)									
2	事業所(施設)の所在地										
3	申請者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所										
6	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)										
7	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等										
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)									
9	サービス提供責任者(訪問事業責任者を含む)、サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所										
10	運営規程										
11	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関										
12	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制										
13	本体施設、本体施設との移動経路等										
14	併設施設の状況等										
15	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
変更年月日		年	月	日							

* 裏面に添付書類一覧を記載

変更届出に係る提出書類及び届出事項等一覧表(地域密着型サービス・第1号事業)

変更があった事項 (◆…要事前協議)	地域密着型 通所介護	認知症 対応型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症 対応型 共同生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設	第1号 訪問事業	第1号 通所事業	添付書類
1 事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	運営規定
2 ◆事業所(施設)の所在地	○	○	○	○	○	○	○	(必要書類は事前協議の際に提示)
3 申請者の名称	○	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書(登記が未了の場合は、定款等の変更に係る理事会等の議事録写)
4 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	
5 代表者(開設者)、代表 者(開設者)の氏名、住所	○	○	○	○	○	○	○	・代表者の経歴書(様式2) ※小規模多機能型居宅介護及び認知症対 応型共同生活介護の代表者のみ。(代表者 を変更しない場合は不要) ・登記事項証明書(登記が未了の場合は、定 款等の変更に係る理事会等の議事録写)
6 登記事項証明書(当該 事業に関するものに限る)	○	○	○	○	○	○	○	登記事項証明書(登記が未了の場合は、定 款等の変更に係る理事会等の議事録写)
7 ◆事業所(施設)の建物 の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	(必要書類は事前協議の際に提示)
8 事業所(施設)の管理 者、管理者の氏名及び住 所	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1～2)	○ (様式1～3)	○ (様式1～4)	○ (様式10)	○ (様式1又は 様式10)	管理者の経歴書(様式2)、管理者研修修了 証、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧 表(様式1～1～4又は様式10) ※管理者を変更しない場合は添付書類不要
9 サービス提供責任者(訪 問事業責任者を含む)、 サービス提供責任者の氏 名、生年月日、住所						○		・サービス提供責任者等の経歴書(様式2) 及び介護福祉士等の資格を証する書面 (サービス提供責任者を変更しない場合は、 当該者の資格が介護職員初任者研修課程 修了者の場合を除き提出不要) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (様式10)(サービス提供責任者を変更しな い場合は提出不要)
10 運営規定 ◆利用定員等、営業日・ サービス提供時間及び利 用料(1割、2割又は3割負 担を除く) 従業者の職種、員数及び 職務内容(注1ただし書き参 照)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1～2)	○ (様式1～3)	○ (様式1～4)	○ (様式10)	○ (様式1又は 様式10)	運営規定 (必要書類は事前協議の際に提示) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(様 式1～1～4又は様式10)
11 協力医療機関(病院)・ 協力歯科医療機関			○	○	○			契約書又は覚書等の写し (原本証明)
12 介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、病院 等との連携・支援体制			○	○				契約書又は覚書等の写し
13 本体施設、本体施設と の移動経路等			○ (サテライト 型)		○ (サテライト 型)			変更前と変更後の移動経路等がわかる図 面
14 併設施設の状況等					○			変更後の併設施設の概要(事業所名、サー ビス種別及び定員等)がわかるもの
15 介護支援専門員、介 護支援専門員の氏名及び 登録番号			○ (様式1～2)	○ (様式1～3)	○ (様式1～4)			介護支援専門員(変更)状況一覧(様式7)、 介護支援専門員又は計画作成担当者の経 歴書(様式2)、従業者の勤務の体制及び勤 務形態一覧表(様式1～2～1～4)

注1 第1号通所事業所として指定を受け、かつ地域密着型通所介護事業所として指定を受けている事業所の変更届出書は、変更届出書のサービスの種類の欄に、「地域密着型通所介護・第1号通所事業」と記載して提出してください。(別々に提出していただく必要はありません。)

注2 変更届出書の提出期限…変更後10日以内(ただし、従業員の員数に係る変更は、毎年、4月1日を基準日として10日以内に提出)※10日以内に提出できな
かった場合は、「遅延理由書兼誓約書(参考様式)」を添付してください

注3 添付書類の(様式7以外)様式は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません

地域密着型サービス加算体制届出に係る提出書類一覧表（令和4年10月～）

各サービス共通	
加算体制等項目	提出書類
各加算体制等共通	1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（第6号様式） 2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1～3） * 城陽市の地域区分は、7級地です。 3 LIFEへの登録はあり・なしを記載してください。 4 介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5～2） * 割引率を設定する場合のみ。
地域密着型通所介護	
加算体制等項目	提出書類
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1～9） * 減算に係る勤務体制が確認できること。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 * 通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日付老認発0316第4号・老老発0316第3号）による。
時間延長サービス体制	なし
共生型サービスの提供	なし
生活相談員配置等加算	共生型サービスのみ算定可能
入浴介助加算	事業所の平面図（別紙6） * 入浴設備の配置状況（浴室面積）が確認できること。
中重度者ケア体制加算	1 中重度者ケア体制加算算定表（参考様式8） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1～9） * 看護職員（専従）の勤務体制が確認できること。 3 看護師又は准看護師の資格者証（写）
生活機能向上連携加算	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設（原則、許可病床数200床未満のものに限る）と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し
個別機能訓練加算	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1～9） * 機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。 2 機能訓練指導員に係る作業療法士、看護師等の資格者証（写） * はり師及びきゅう師の場合は資格者証（写）に加えて経歴書（参考様式10） 3 事業所の平面図（別紙6） * 機能訓練室の配置状況（床面積）が確認できること。 4 加算IIは、加算Iを取得し、かつLIFEを使用していること。
ADL維持等加算〔申出〕の有無	なし 加算I・IIはLIFEを使用していること。
認知症加算	1 認知症加算算定表（参考様式9） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1～9） * 「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。 3 「認知症介護実践リーダー研修」等修了証（写）

加算体制等項目	提 出 書 類
若年性認知症利用者受入加算	なし
栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1－9） *管理栄養士の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 管理栄養士の資格者証（写）及び、外部との連携による場合は契約書等の（写）</p> <p>3 栄養アセスメント加算はLIFEを使用していること。</p>
口腔機能向上体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1－9） *言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の資格者証（写）</p> <p>3 加算IIについては、LIFEを使用していること。</p>
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを使用していること。
サービス提供体制強化加算	<p><共通></p> <p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12－3）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1－9）</p> <p><加算（I）></p> <p>3 サービス提供体制強化加算（I）算定表（参考様式12－3－1）</p> <p>4 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の資格者証（写）及び経歴書（参考様式10）</p> <p><加算（II）></p> <p>5 サービス提供体制強化加算（II）算定表（参考様式12－3－2）</p> <p>6 介護福祉士の資格者証（写）</p> <p><加算（III）></p> <p>7 サービス提供体制強化加算（III）算定表（参考様式12－3－3）</p> <p>8 介護福祉士の資格者証（写）又は、利用者にサービスを直接提供する勤続年数7年以上の者の経歴書（参考様式10）</p>
介護職員処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出
(介護予防)認知症対応型通所介護	
加算体制等項目	提 出 書 類
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1－2） *減算に係る勤務体制が確認できること。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 *通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日付老認発0316第4号・老老発0316第3号)による。

加算体制等項目	提 出 書 類
時間延長サービス体制	なし
入浴介助体制	事業所の平面図（別紙6） *入浴設備の配置状況（浴室面積）が確認できること。
生活機能向上連携加算	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数200床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練加算	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1-2） *機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。 2 機能訓練指導員に係る作業療法士、看護師等の資格者証（写） *はり師及びきゅう師の場合は資格者証（写）に加えて経歴書（参考様式10） 3 事業所の平面図（別紙6） *機能訓練室の配置状況（床面積）が確認できること。 4 加算IIは、加算Iを取得し、かつLIFEを使用していること。
A D L 維持等加算〔申出〕の有無	なし 加算I・IIはLIFEを使用していること。
若年性認知症利用者受入加算	なし
栄養アセスメント・栄養改善体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1-2） *管理栄養士の勤務体制が確認できること。 2 管理栄養士の資格者証（写）及び、外部との連携による場合は契約書等の（写） 3 栄養アセスメント加算はLIFEを使用していること。
口腔機能向上体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1-2） *言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 2 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の資格者証（写） 3 加算IIについては、LIFEを使用していること。
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを使用していること。
サービス提供体制強化加算	<共通> 1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-3） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1-2） <加算(I)> 3 サービス提供体制強化加算(I)算定表（参考様式12-3-1） 4 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の資格者証（写）及び経歴書（参考様式10） <加算(II)> 5 サービス提供体制強化加算(II)算定表（参考様式12-3-2） 6 介護福祉士の資格者証（写） <加算(III)> 7 サービス提供体制強化加算(III)算定表（参考様式12-3-3） 8 介護福祉士の資格者証（写）又は、利用者にサービスを直接提供する勤続年数7年以上の者の経歴書（参考様式10）

加算体制等項目	提 出 書 類
介護職員処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
加算体制等項目	提 出 書 類
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－2又は参考様式1－3） ＊減算に係る勤務体制が確認できること。
若年性認知症利用者受入加算	なし
看護職員配置加算	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－2又は参考様式1－3） ＊看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 3 看護師又は准看護師の資格者証（写）
看取り連携体制加算	1 看取り介護加算等に関する届出書（参考様式2） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－2又は参考様式1－3） ＊看護師の勤務体制が確認できること。 3 看取り期における対応方針 4 看護師の資格者証（写）
訪問体制強化加算	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－2又は参考様式1－3） ＊訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者の勤務体制が確認できること。 2 届出日の属する前月の訪問回数（実績）及び算定開始月の訪問回数（見込）が確認できる書類
総合マネジメント体制強化加算	1 総合マネジメント体制強化加算に関する届出書（参考様式6） 2 参考様式6に記載のイ、ロについて実施していることが確認できる書類
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを使用していること。
サービス提供体制強化加算	<共通> 1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12－5） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－2又は参考様式1－3） 3 研修計画（介護従業者ごと） 4 会議（利用者に関する情報や留意事項伝達、技術指導）の記録 <加算Ⅰ> 5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）算定表（参考様式12－5－1） 6 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の資格者証（写）及び経歴書（参考様式10） <加算Ⅱ> 7 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）算定表（参考様式12－5－2） 8 介護福祉士の資格者証（写） <加算Ⅲ> 9 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）算定表（参考様式12－5－3） 10 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数7年以上の者の経歴書（参考様式1）

加算体制等項目	提 出 書 類
短期利用型	1 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）に関する届出書（参考様式7） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-2又は参考様式1-3）
介護職員処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	
加算体制等項目	提 出 書 類
夜間勤務条件基準	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4） * 減算に係る勤務体制が確認できること。
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4） * 減算に係る勤務体制が確認できること。
身体拘束廃止取組の有無	身体拘束等の適正化のための指針 【基準型⇒減算型】 身体拘束廃止取組未実施に対する改善計画書
3ユニットの事業所が夜勤職員を二人以上とする場合	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4） 2 事業所の平面図（別紙6） * 3ユニットが全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応が可能な構造であること。
夜間支援体制加算	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4） * 夜勤を行う介護従業者及び宿直員の勤務体制が確認できること。
若年性認知症利用者受入加算	なし
利用者の入院期間中の体制	なし
看取り介護加算	1 看取り介護加算等に関する届出書（参考様式2） 2 医療連携体制に関する届出書（参考様式3） 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4） * 看護師（派遣等含む）の勤務体制が確認できること。
医療連携体制加算	4 重度化した場合の対応（看取り介護）に係る指針 5 契約書（写） *派遣等の場合 6 看護師の資格者証（写） *派遣契約の場合は不要

加算体制等項目	提 出 書 類
認知症専門ケア加算	<p><加算(Ⅰ)、加算(Ⅱ)共通></p> <p>1 認知症専門ケア体制に関する届出書（参考様式4）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4）</p> <p>* 「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。</p> <p>3 認知症専門ケア加算算定表（参考様式4-2）</p> <p>4 会議（認知症ケアに関する留意事項伝達、技術指導）の記録</p> <p>5 「認知症介護実践リーダー研修」等修了証（写）</p> <p><加算(Ⅱ)></p> <p>6 認知症ケアに関する研修計画</p> <p>7 「認知症介護指導者研修」等修了証（写）</p>
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを使用していること。
サービス提供体制強化加算	<p><共通></p> <p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-6）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-3又は参考様式1-4）</p> <p><加算(Ⅰ)></p> <p>3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)算定表（参考様式12-6-1）</p> <p>4 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の資格者証（写）及び経歴書（参考様式10）</p> <p><加算(Ⅱ)></p> <p>5 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)算定表（参考様式12-6-2）</p> <p>6 介護福祉士の資格者証（写）</p> <p><加算(Ⅲ)></p> <p>7 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)算定表（参考様式12-6-3）</p> <p>8 介護福祉士の資格者証（写）若しくは、看護職員の看護師又は准看護師の資格者証（写）又は、サービスを直接提供する勤続年数7年以上の者の経歴書（参考様式10）</p>
介護職員待遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定待遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
加算体制等項目	提 出 書 類
テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書	<p>1 テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別添)</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-4又は参考様式1-6）</p> <p>3 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類</p>
夜間勤務条件基準	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-4又は参考様式1-6） * 減算に係る勤務体制が確認できること。

加算体制等項目	提 出 書 類
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） *減算に係る勤務体制が確認できること。
安全管理体制	事故発生防止のための指針
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） *減算に係る勤務体制が確認できること。
ユニットケア体制	なし
身体拘束廃止取組の有無	身体拘束等の適正化のための指針 【基準型⇒減算型】 身体拘束廃止取組未実施に対する改善計画書
日常生活継続支援加算 ※当該加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算は算定できない。	1 日常生活継続支援加算届出書（別紙16） 2 日常生活継続支援加算算定表（参考様式16-1） 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） 4 介護福祉士の資格者証（写）
テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算関係)	1 テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16-2） 2 日常生活継続支援加算算定表（参考様式16-1） 3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） 4 介護福祉士の資格者証（写） 5 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類
看護体制加算	<加算（Ⅰ）、加算（Ⅱ）共通> 1 看護体制に係る届出書（別紙9-3） 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） *看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。 3 看護師又は准看護師の資格者証（写） <加算Ⅱ> 4 当該施設の看護職員又は、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との24時間連絡体制が確認できる書類 ・当該施設の看護職員との雇用契約書（写）等 ・連携する病院等との契約書（写）等
夜勤職員配置加算	1 夜勤職員配置加算算定表（参考様式5） *算定開始月について作成すること。 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） *加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）は、資格者証（写）

加算体制等項目	提 出 書 類
テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)	<p>1 テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙2-2) *テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員基準(従来型)を適用する場合は、「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別添)」を行っていること。</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1-4又は参考様式1-6)</p> <p>3 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減する委員会の設置及び議事概要が確認できる書類</p>
準ユニットケア体制	なし
生活機能向上連携加算	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設(原則、許可病床数200床未満のものに限る)と連携していることがわかる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1-4又は参考様式1-6) *機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 機能訓練指導員に係る作業療法士、看護師等の資格者証(写) *はり師及びきゅう師の場合は資格者証(写)に加えて経歴書(参考様式1-0)</p> <p>3 事業所の平面図(別紙6) *機能訓練室の配置状況(床面積)が確認できること。</p> <p>4 加算IIは、加算Iを取得し、かつLIFEを使用していること。</p>
A DL維持等加算〔申出〕の有無	なし 加算I・IIはLIFEを使用していること。
若年性認知症利用者受入加算	なし
常勤専従医師配置	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1-4又は参考様式1-6) *医師の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 医師の資格者証(写)</p>
精神科医師定期的療養指導	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1-4又は参考様式1-6) *精神科を担当する医師の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 精神科を担当する医師であることが確認できる書類 *「精神科を担当する医師」とは、精神科を標榜している医療機関において精神科を担当している医師又は、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保険指定医の指定など、その専門性が担保されていると判断できる場合。</p> <p>3 医師の資格者証(写)</p> <p>4 全入所者のうち、医師が認知症と診断した入所者の割合が3分の1以上であることが確認できる書類</p>
障害者生活支援体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1-4又は参考様式1-6) *障害者生活支援員の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 障害者生活支援員であることが確認できる書類</p> <p>3 入所者のうち、視覚障害者等の入所者の割合が100分の30以上又は100分の50以上であることが確認できる書類</p>
栄養マネジメント強化体制	<p>1 栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙1-1)</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1-4又は参考様式1-6) *管理栄養士又は栄養士の勤務体制が確認できること。</p> <p>3 管理栄養士又は栄養士の資格者証(写)</p>

加算体制等項目	提 出 書 類
療養食加算	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） ＊管理栄養士又は栄養士の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 管理栄養士又は栄養士の資格者証（写）</p>
配置医師緊急時対応加算	<p>1 配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙2-1）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6）</p> <p>3 医師の資格者証（写）</p> <p>4 配置医師又は協力医療機関との連絡方法等についての、配置医師又は協力医療機関と施設の間での具体的な取り決めのわかる書類</p>
看取り介護体制	<p>1 看取り介護体制に係る届出書（別紙9-4）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） ＊看護師の勤務体制が確認できること。</p> <p>3 重度化した場合の対応（看取り介護）に係る指針</p> <p>4 看護師の資格者証（写）</p> <p>5 当該施設の看護職員又は、連携する病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との24時間連絡体制が確認できる書類 ・当該施設の看護職員との雇用契約書（写）等 ・連携する病院等との契約書（写）等</p>
在宅・入所相互利用体制	なし
小規模拠点集合体制	なし
認知症専門ケア加算	<p><加算（Ⅰ）、加算（Ⅱ）共通></p> <p>1 認知症専門ケア体制に関する届出書（参考様式4）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1－4又は参考様式1－6） ＊「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者研修」修了者の勤務体制が確認できること。</p> <p>3 認知症専門ケア加算算定表（参考様式4-2）</p> <p>4 会議（認知症ケアに関する留意事項伝達、技術指導）の記録</p> <p>5 「認知症介護実践リーダー研修」等修了証（写）</p> <p><加算（Ⅱ）></p> <p>6 認知症ケアに関する研修計画</p> <p>7 「認知症介護指導者研修」等修了証（写）</p>
褥瘡マネジメント加算	<p>1 褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙2-3）</p> <p>2 LIFEを使用していること。</p>
排せつ支援加算	<p>なし</p> <p>LIFEを使用していること。</p>
自立支援促進加算	<p>なし</p> <p>LIFEを使用していること。</p>
科学的介護推進体制加算	<p>なし</p> <p>LIFEを使用していること。</p>
安全対策体制	<p>1 事故発生防止のための指針</p> <p>2 安全対策に係る外部の研修の受講が確認できる書類</p>

加算体制等項目	提 出 書 類
サービス提供体制強化加算 ※日常生活継続支援加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。	<p><共通></p> <p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-4）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1-4又は参考様式1-6）</p> <p><加算（Ⅰ）></p> <p>3 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）算定表（参考様式12-6-1）</p> <p>4 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の資格者証（写）及び経歴書（参考様式10）</p> <p><加算（Ⅱ）></p> <p>5 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）算定表（参考様式12-6-2）</p> <p>6 介護福祉士の資格者証（写）</p> <p><加算（Ⅲ）></p> <p>7 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）算定表（参考様式12-6-3）</p> <p>8 介護福祉士の資格者証（写）若しくは、看護職員の看護師又は准看護師の資格者証（写）又は、サービスを直接提供する勤続年数7年以上の者の経歴書（参考様式10）</p>
介護職員処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出

注 第6号様式以外の様式は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

…従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の作成対象月…

1 サービス提供体制強化加算、日常生活継続支援加算、テクノロジーの導入（日常生活継続支援加算）→ サービス提供体制強化加算算定表、日常生活継続支援加算算定表に記載した月

2 その他の加算等→ 算定開始月

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 <地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用>

(あて先)

城陽市長

年 月 日

所在地

名称

のことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号一) 府 郡市					
		(ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種別			法人所轄庁			
代表者の職・氏名	職名		氏名				
代表者の住所	(郵便番号一) 府 郡市						
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称						
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号一) 府 郡市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号一) 府 郡市					
連絡先	電話番号		FAX番号				
管理者の氏名							
管理者の住所	(郵便番号一) 府 郡市						
届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分		異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)
	夜間対応型訪問介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	地域密着型通所介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	療養通所介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	認知症対応型通所介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	小規模多機能型居宅介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	認知症対応型共同生活介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	地域密着型特定施設入居者生活介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	複合型サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	介護予防認知症対応型通所介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	介護予防小規模多機能型居宅介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	介護予防認知症対応型共同生活介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	居宅介護支援			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
介護予防支援			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了		
地域密着型サービス事業所番号等							
指定を受けている市町村							
介護保険事業所番号						(指定を受けている場合)	
既に指定等を受けている事業							
医療機関コード等							
特記事項	変更前				変更後		
関係書類	別添のとおり						

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1-3又は別紙1-4)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通		地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地 <input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input type="checkbox"/> 5 その他		
□ 78 地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/> 1 地域密着型通所介護事業所 <input type="checkbox"/> 2 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 時間延長サービス体制 <input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可 共生型サービスの提供 （生活介護事業所） <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 共生型サービスの提供 （自立訓練事業所） <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所） <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所） <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 生活相談員配置等加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 入浴介助加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 中重度者ケア体制加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 生活機能向上連携加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰイ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰロ ADL維持等加算〔申出〕の有無 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ADL維持等加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 認知症加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 口腔機能向上加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 科学的介護推進体制加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ（イの場合） <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ（イの場合） <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ（イの場合） <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅲイ（ロの場合） <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲロ（ロの場合） サービス提供体制強化加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
□ 72 認知症対応型通所介護	<input type="checkbox"/> 1 単独型 <input type="checkbox"/> 2 併設型 <input type="checkbox"/> 3 共用型		職員の欠員による減算の状況 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 時間延長サービス体制 <input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可 入浴介助加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 生活機能向上連携加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり ADL維持等加算〔申出〕の有無 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 口腔機能向上加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり

			<table border="1"> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																						
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ																																		
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																																		
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
□ 73	小規模多機能型居宅介護	<input type="checkbox"/> 1 小規模多機能型居宅介護事業所 <input type="checkbox"/> 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	<table border="1"> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員</td></tr> <tr><td>特別地域加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)</td><td><input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>看護職員配置加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>看取り連携体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>訪問体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>総合マネジメント体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	看護職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ	看取り連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	訪問体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員																																		
特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当																																		
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
看護職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ																																		
看取り連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
訪問体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																																		
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																																		
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
□ 68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	<input type="checkbox"/> 1 小規模多機能型居宅介護事業所 <input type="checkbox"/> 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	<table border="1"> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員</td></tr> <tr><td>中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)</td><td><input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																		
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員																																		
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当																																		
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																																		
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																																		
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
▲ ◉	認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/> 1 I型 <input type="checkbox"/> 2 II型 <input type="checkbox"/> 3 サテライト型I型 <input type="checkbox"/> 4 サテライト型II型	<table border="1"> <tr><td>夜間勤務条件基準</td><td><input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型</td></tr> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者</td></tr> <tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td><input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型</td></tr> <tr><td>3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>夜間支援体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>利用者の入院期間中の体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可</td></tr> <tr><td>看取り介護加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>医療連携体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>認知症専門ケア加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者	身体拘束廃止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	利用者の入院期間中の体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可	看取り介護加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	医療連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ	認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型																																		
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者																																		
身体拘束廃止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型																																		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
利用者の入院期間中の体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可 <input type="checkbox"/> 2 対応可																																		
看取り介護加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
医療連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ																																		
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																																		
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																																		
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
□ 38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	<input type="checkbox"/> 1 I型 <input type="checkbox"/> 2 II型 <input type="checkbox"/> 3 サテライト型I型 <input type="checkbox"/> 4 サテライト型II型	<table border="1"> <tr><td>夜間勤務条件基準</td><td><input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型</td></tr> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者</td></tr> <tr><td>3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>夜間支援体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>医療連携体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	医療連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり										
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型 <input type="checkbox"/> 6 減算型																																		
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者																																		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		
医療連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ																																		
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																																		
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																																		
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																		
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																		

□ 54 地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 44	<input type="checkbox"/> 1 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 2 サテライト型地域密着型 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 4 サテライト型ユニット型 地域密着型介護老人福祉施設	<table border="1"> <tr><td>夜間勤務条件基準</td><td><input type="checkbox"/> 1 基準型</td><td><input type="checkbox"/> 6 減算型</td></tr> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 看護職員</td><td><input type="checkbox"/> 3 介護職員</td></tr> <tr><td>安全管理体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 減算型</td><td><input type="checkbox"/> 2 基準型</td></tr> <tr><td>栄養ケア・マネジメントの実施の有無</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>ユニットケア体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 対応不可</td><td><input type="checkbox"/> 2 対応可</td></tr> <tr><td>身体拘束防止取組の有無</td><td><input type="checkbox"/> 1 減算型</td><td><input type="checkbox"/> 2 基準型</td></tr> <tr><td>日常生活継続支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>看護体制加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>看護体制加算Ⅱ</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>夜勤職員配置加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ</td></tr> <tr><td>テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>準ユニットケア体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 対応不可</td><td><input type="checkbox"/> 2 対応可</td></tr> <tr><td>生活機能向上連携加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>個別機能訓練加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>ADL維持等加算(申出)の有無</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>若年性認知症入所者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>常勤専従医師配置</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>精神科医師定期的療養指導</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>障害者生活支援体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>栄養マネジメント強化体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>療養食加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>配置医師緊急時対応加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>看取り介護体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>在宅・入所相互利用体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 対応不可</td><td><input type="checkbox"/> 2 対応可</td></tr> <tr><td>小規模拠点集合体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>認知症専門ケア加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>褥瘡マネジメント加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>排せつ支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>自立支援促進加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>安全対策体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ</td><td><input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員待遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定待遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型	<input type="checkbox"/> 6 減算型	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員	安全管理体制	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可	身体拘束防止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型	日常生活継続支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	看護体制加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	看護体制加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	夜勤職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	準ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可	生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	ADL維持等加算(申出)の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	若年性認知症入所者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	常勤専従医師配置	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	精神科医師定期的療養指導	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	障害者生活支援体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	栄養マネジメント強化体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	療養食加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	配置医師緊急時対応加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	看取り介護体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	在宅・入所相互利用体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可	小規模拠点集合体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	排せつ支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	自立支援促進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	安全対策体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員待遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定待遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 1 基準型	<input type="checkbox"/> 6 減算型																																																																																																																									
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員																																																																																																																								
安全管理体制	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型																																																																																																																									
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可																																																																																																																									
身体拘束防止取組の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型	<input type="checkbox"/> 2 基準型																																																																																																																									
日常生活継続支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
看護体制加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
看護体制加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
夜勤職員配置加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ																																																																																																																								
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
準ユニットケア体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可																																																																																																																									
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ																																																																																																																								
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
ADL維持等加算(申出)の有無	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
若年性認知症入所者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
常勤専従医師配置	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
精神科医師定期的療養指導	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
障害者生活支援体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																																																																																																								
栄養マネジメント強化体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
療養食加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
配置医師緊急時対応加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
看取り介護体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																																																																																																								
在宅・入所相互利用体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可																																																																																																																									
小規模拠点集合体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																																																																																																								
褥瘡マネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
排せつ支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
自立支援促進加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
安全対策体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																																																																																																																							
介護職員待遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																																																																																																																							
介護職員等特定待遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																																																																																																								
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
□ 74 介護予防認知症対応型 通所介護	<input type="checkbox"/> 1 単独型 <input type="checkbox"/> 2 併設型 <input type="checkbox"/> 3 共用型	<table border="1"> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 看護職員</td><td><input type="checkbox"/> 3 介護職員</td></tr> <tr><td>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>時間延長サービス体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 対応不可</td><td><input type="checkbox"/> 2 対応可</td></tr> <tr><td>入浴介助加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>生活機能向上連携加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>個別機能訓練加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>栄養アセスメント・栄養改善体制</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>口腔機能向上加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> 1 なし</td><td><input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ</td><td><input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ</td><td><input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ</td></tr> </table>	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	時間延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可	入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ	個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																		
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 看護職員	<input type="checkbox"/> 3 介護職員																																																																																																																								
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
時間延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不可	<input type="checkbox"/> 2 対応可																																																																																																																									
入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																																																																																																																								
生活機能向上連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ																																																																																																																								
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
栄養アセスメント・栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり																																																																																																																									
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ																																																																																																																							

			<table border="1"> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																						
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																														
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
□ 75	介護予防小規模多機能型居宅介護	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	<table border="1"> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員</td></tr> <tr><td>特別地域加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)</td><td><input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>総合マネジメント体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	特別地域加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり						
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員																														
特別地域加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当																														
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
総合マネジメント体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																														
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																														
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
□ 69	介護予防小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	<table border="1"> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員</td></tr> <tr><td>中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)</td><td><input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり														
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員																														
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当																														
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																														
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																														
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
45	介護予防認知症対応型共同生活介護	□ 1 I型 □ 2 II型 □ 3 サテライト型I型 □ 4 サテライト型II型	<table border="1"> <tr><td>夜間勤務条件基準</td><td><input type="checkbox"/> 基準型 <input type="checkbox"/> 減算型</td></tr> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者</td></tr> <tr><td>身体拘束廃止取組の有無</td><td><input type="checkbox"/> 減算型 <input type="checkbox"/> 基準型</td></tr> <tr><td>3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>夜間支援体制加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>利用者の入院期間中の体制</td><td><input type="checkbox"/> 対応不可 <input type="checkbox"/> 対応可</td></tr> <tr><td>認知症専門ケア加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>科学的介護推進体制加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 基準型 <input type="checkbox"/> 減算型	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者	身体拘束廃止取組の有無	<input type="checkbox"/> 減算型 <input type="checkbox"/> 基準型	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	利用者の入院期間中の体制	<input type="checkbox"/> 対応不可 <input type="checkbox"/> 対応可	認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 基準型 <input type="checkbox"/> 減算型																														
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者																														
身体拘束廃止取組の有無	<input type="checkbox"/> 減算型 <input type="checkbox"/> 基準型																														
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
利用者の入院期間中の体制	<input type="checkbox"/> 対応不可 <input type="checkbox"/> 対応可																														
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																														
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																														
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
□ 39	介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	□ 1 I型 □ 2 II型 □ 3 サテライト型I型 □ 4 サテライト型II型	<table border="1"> <tr><td>夜間勤務条件基準</td><td><input type="checkbox"/> 基準型 <input type="checkbox"/> 減算型</td></tr> <tr><td>職員の欠員による減算の状況</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者</td></tr> <tr><td>3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>夜間支援体制加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>若年性認知症利用者受入加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> <tr><td>サービス提供体制強化加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり</td></tr> </table>	夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 基準型 <input type="checkbox"/> 減算型	職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ	介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり								
夜間勤務条件基準	<input type="checkbox"/> 基準型 <input type="checkbox"/> 減算型																														
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 介護従業者																														
3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
夜間支援体制加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅲ																														
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ																														
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ																														
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 2 あり																														

備考 (別紙1－3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE (科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence) への登録欄、割引欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の□を■にしてください。
- 2 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者又は地域密着型サービス事業者による介護給付の割引に係る割引率の設定について」(別紙5-2)を添付してください。
- 3 各加算等の提出書類については、本市ホームページの「地域密着型 加算体制届出について」に掲載していますので必要な書類を添付してください。

注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第1号事業加算体制届出に係る提出書類一覧表(令和4年10月~)

各サービス共通	
加算体制等項目	提出書類
各加算体制等共通	1 第1号事業費等算定に係る体制等に関する届出書(第6号様式の2) 2 第1号事業費等算定に係る体制等状況一覧表(別紙1~4) * 城陽市の地域区分は、7級地です。 3 LIFEへの登録はあり・なしを記載してください。 4 事業費の割引に係る割引率の設定について(別紙27) * 割引率を設定する場合のみ。
第1号訪問事業	
加算体制等項目	提出書類
介護職員処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出
第1号通所事業	
加算体制等項目	提出書類
職員の欠員による減算の状況	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1又は参考様式1~9) * 減算に係る勤務体制が確認できること。
若年性認知症利用者受入加算	なし
生活機能向上グループ活動加算	なし ▶同月中に利用者に対し、「運動機器向上加算」、「栄養改善加算」、「口腔機能向上加算」又は「選択的サービス複数実施加算」のいずれかを算定している場合は、算定しない。
運動機能向上体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1又は参考様式1~9) * 機能訓練指導員の勤務体制が確認できること。 2 機能訓練指導員に係る作業療法士、看護師等の資格者証(写) * はり師及びきゅう師の場合は資格者証(写)に加えて経歴書(参考様式10)
栄養アセスメント・栄養改善体制	1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1又は参考様式1~9) * 管理栄養士の勤務体制が確認できること。 2 管理栄養士の資格者証(写)及び、外部との連携による場合は契約書等の(写) 3 栄養アセスメント加算はLIFEを使用していること。

加算体制等項目	提出書類
口腔機能向上体制	<p>1 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1～9） ＊言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の勤務体制が確認できること。</p> <p>2 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の資格者証（写）</p> <p>3 加算IIについては、LIFEを使用していること。</p>
選択的サービス複数実施加算	なし
事業所評価加算〔申出〕の有無	なし
サービス提供体制強化加算	<p><共通></p> <p>1 サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙29）</p> <p>2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式1又は参考様式1～9）</p> <p><加算（I）></p> <p>3 サービス提供体制強化加算（I）算定表（参考様式12-3-1）</p> <p>4 介護福祉士の資格者証（写）又は、勤続年数10年以上の介護福祉士の資格者証（写）及び経歴書（参考様式10）</p> <p><加算（II）></p> <p>5 サービス提供体制強化加算（II）算定表（参考様式12-3-2）</p> <p>6 介護福祉士の資格者証（写）</p> <p><加算（III）></p> <p>7 サービス提供体制強化加算（III）算定表（参考様式12-3-3）</p> <p>8 介護福祉士の資格者証（写）又は、利用者にサービスを直接提供する勤続年数7年以上の者の経歴書（参考様式10）</p>
生活機能向上連携加算	訪問・通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提携施設（原則、許可病床数200床未満のものに限る）と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し
科学的介護推進体制加算	なし LIFEを使用していること。
介護職員処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等特定処遇改善加算	別途計画書等を提出
介護職員等ベースアップ等支援加算	別途計画書等を提出

注 第6号様式の2以外の様式は、記載内容が満たされていれば当該様式を使用しなくても差し支えありません。

…従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の作成対象月…

- 1 サービス提供体制強化加算→ サービス提供体制強化加算算定表に記載した月
- 2 その他の加算等→ 算定開始月

受付番号

第1号事業費等算定に係る体制等に関する届出書
<地域密着型通所介護・第1号訪問事業・第1号通所事業>(あて先)
城陽 市長

年 月 日

所在地

名 称

のことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名 称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 一) 府 郡市 (ビルの名称等)						
		連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種別				法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職名			氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 一) 府 郡市						
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称							
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 一) 府 郡市						
		連絡先	電話番号		FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 一) 府 郡市						
		連絡先	電話番号		FAX番号			
	管理者の氏名							
管理者の住所	(郵便番号 一) 府 郡市							
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分		異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)	
	地域密着型通所介護			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了		
	第1号訪問事業	訪問介護相当サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		訪問型生活援助サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		訪問型生活サポートサービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	第1号通所事業	通所介護相当サービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		短時間運動型デイサービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
		短期集中運動型デイサービス			<input type="checkbox"/> 1新規	<input type="checkbox"/> 2変更	<input type="checkbox"/> 3終了	
	地域密着型サービス事業所番号等							
	指定を受けている市町村							
介護保険事業所番号								
既に指定等を受けている事業								
医療機関コード等								
特記事項	変 更 前				変 更 後			
関係書類	別添のとおり							

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」

「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。

6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「第1号事業費等算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。

7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

第1号事業費等算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分 <input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 6 2級地 <input type="checkbox"/> 7 3級地 <input type="checkbox"/> 2 4級地 <input type="checkbox"/> 3 5級地 <input type="checkbox"/> 4 6級地 <input type="checkbox"/> 9 7級地 <input type="checkbox"/> 5 その他		
□ A2 介護予防訪問介護 (第1号訪問事業)	□ 1 訪問介護相当サービス □ 2 訪問型生活援助サービス □ 3 訪問型生活サポートサービス		特別地域加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) <input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) <input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当 介護職員処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
□ A6 □ A7 □ A8 介護予防通所介護 (第1号通所事業)	□ 1 通所介護相当サービス □ 2 短時間運動型デイサービス □ 3 短期集中運動型デイサービス		職員の欠員による減算の状況 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 若年性認知症利用者受入加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 生活機能向上グループ活動加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 運動器機能向上体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 口腔機能向上加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 選択的サービス複数実施加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 事業所評価加算〔申出〕の有無 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり サービス提供体制強化加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ 生活機能向上連携加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ 科学的介護推進体制加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 介護職員処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
			職員の欠員による減算の状況 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 若年性認知症利用者受入加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 生活機能向上グループ活動加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 運動器機能向上体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 口腔機能向上加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 選択的サービス複数実施加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 事業所評価加算〔申出〕の有無 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり サービス提供体制強化加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ 生活機能向上連携加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ 科学的介護推進体制加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 介護職員処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
			職員の欠員による減算の状況 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員 運動器機能向上体制 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり サービス提供体制強化加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅲ 生活機能向上連携加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅱ 科学的介護推進体制加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり 介護職員処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 <input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり

51

□ 78 地域密着型通所介護	<input type="checkbox"/> 1 地域密着型通所介護事業所 <input type="checkbox"/> 2 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 時間延長サービス体制 共生型サービスの提供（生活介護事業所） 共生型サービスの提供（自立訓練事業所） 共生型サービスの提供（児童発達支援事業所） 共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所） 生活相談員配置等加算 入浴介助加算 中重度者ケア体制加算 生活機能向上連携加算 個別機能訓練加算 ADL維持等加算〔申出〕の有無 ADL維持等加算Ⅲ 認知症加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント・栄養改善体制 口腔機能向上加算 科学的介護推進体制加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 看護職員 <input type="checkbox"/> 3 介護職員			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 对応不可 <input type="checkbox"/> 2 对応可				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				
			<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり				

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の□を■にしてください。

2 「割引」を「あり」と記載する場合は「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について」（別紙27）又は「地域密着型サービス事業者又は地域密着型サービス事業者による介護給付の割引に係る割引率の設定について」（別紙5-2）を△

3 各加算等の提出書類については、本市ホームページの「第1号事業 加算体制届出について」、「地域密着型 加算体制届出について」に掲載していますので必要な書類を添付してください。

事業の廃止、休止、再開の届出に必要な書類

提出書類	様式番号	添付書類	備考
廃止・休止届出書	第3号様式	-	事前協議の上、廃止又は休止する日の1月前までに提出してください。事前協議の際に添付書類を求めることがあります。
再開届出書	第4号様式	従業者の勤務体制及び 勤務形態一覧表(様式1 ～ 1-4又は様式10)	事前協議の上、再開後10日以内に提出してください。 左の添付書類のほか、事前協議の際に別途求めることがあります。

廃止・休止届出書

年 月 日

(あて先)城陽市長

住所
 開設者 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業者番号	□	□	□	□	□	□	□	□		
廃止(休止)する事業所	名称										
サービスの種類	所在地										
廃止・休止の別	廃止	休止									
廃止・休止する年月日	年	月	日								
廃止・休止する理由											
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置											
休止予定期間	休止日	～	年	月	日						

備考 廃止又は休止する日の1ヶ月前までに届け出てください。

再開届出書

年 月 日

(あて先)城陽市長

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業者番号	
再開した事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
再開した年月日	年 月 日

備考 1 事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式1~1-5又は様式10)を添付してください。

2 再開後10日以内に届出てください。

3 高齢者虐待防止について（養介護施設従事者等）

○高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第5条第1項において、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

また、第21条に養介護施設従事者等は

- ① 当該養介護施設従業者等が従事する施設等において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合
- ② ①の他、養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合

については、速やかに市に通報する義務があります。

なお、①及び②の他、養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合についても市に通報をお願いいたします。

「養介護施設」とは

老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム（＊）、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

（＊）「届出」の有無にかかわらず、入居サービス、及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号）

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条）。

<参考>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

4 台風等の防災気象情報等について

◎台風等の防災気象情報などの入手方法

防災気象情報などについては、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて配信されていますが、携帯電話やスマートフォン、パソコン等により手軽に情報を入手することができます。城陽市のホームページの「台風等の防災気象情報などの入手方法」に主な入手方法が掲載されていますのでご活用いただき、利用者及び職員の一層の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

「台風等の防災気象情報などの入手方法」のアドレス

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000004417.html>

(城陽市：ホーム ⇒ くらしのガイド ⇒ 消防・防災・防犯 ⇒ 防災 ⇒ 災害にそなえて ⇒ 風水害への備え ⇒ 台風等の防災気象情報などの入手方法)

【参考】

気象警報等の発令時の本市地域密着型通所系事業所の対応（例）

立地場所、建物の規模・構造、利用者の状況などを踏まえ対応

○営業前

- ・午前7時の時点で警報が発令中の場合は、営業を原則中止する、また、その時点では利用者を自宅待機とし、午前9時（10時30分の事業所もあり）までに警報解除の場合は営業開始する。など
- ・翌日に警報発令が予想される場合は、前日に翌日の午前7時の時点で判断することを利用者に連絡する。など

○営業中

- ・安全が確保できるまでは、事業所で待機、送迎の安全が確認でき次第、自宅に送迎する。

5 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、変更後(令和5年5月8日以降)の介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが厚生労働省から示されていますので、遺漏のないようお願いします。

○WAMNET 京都府センター

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて(令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

〈<https://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26bb01kj.nsf/6b16380d97f55135492567d0000714b4/47aa46ef92e195da492589a30027dc95?OpenDocument>〉

- 2 新型コロナウイルス感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等の臨時的な取扱いにより、地域密着型サービス事業所の運営推進会議の開催は、変更後(令和5年5月8日以降)は通常の取扱いです。

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う運営推進会議の取扱いについて(令和5年5月11日付城陽市福祉保健部高齢介護課事務連絡)

- 3 令和5年度における認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施回数の緩和認定に係る臨時的な取扱いが、京都府高齢者支援課から示されています。この取扱いは現在継続中ですが、見直しが予定されていますので、新たな取扱いが示されましたらお知らせします。

○新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和認定等に係る臨時的な取扱いについて(令和5年3月17日付京都府健康福祉部高齢者支援課長事務連絡)

事務連絡
令和5年5月1日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等別紙1に掲げる一連の事務連絡（以下「コロナ特例事務連絡」という。なお、本事務連絡における、各コロナ特例事務連絡の呼称は別紙1を参照すること。）でお示ししているところである。

今回、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、下記のとおりに分類された対応によりそれぞれ取り扱うこととしたので（一覧は別紙2参照）、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があることを承知されたい。

記

- 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時の取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時の取扱いについては、当面の間継続する。

2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。

2-(1) 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

2-(2) 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む

※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

以上が位置づけ変更後における対応となるが、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意するとともに、各介護サービス事業所等において適切な運用がなされるよう、貴担当主幹部（局）において十分な監督を行うこと。

以上

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報）

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
※この事務連絡が第1報扱い
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）
(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）
(令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）
(令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）
(令和2年3月26日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）
(令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）
(令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）
(令和2年4月10日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）
(令和2年4月15日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）
(令和2年4月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）
(令和2年5月25日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）
(令和2年6月1日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）
(令和2年6月15日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第14報）
(令和2年8月13日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）
(令和2年8月27日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第16報）
(令和2年10月21日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第17報）
(令和2年12月25日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）
(令和 3 年 2 月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）
(令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）
(令和 3 年 4 月 5 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 21 報）
(令和 3 年 5 月 6 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）
(令和 3 年 5 月 20 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 23 報）
(令和 3 年 6 月 8 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 24 報）
(令和 3 年 7 月 2 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 25 報）
(令和 3 年 7 月 19 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 26 報）
(令和 3 年 8 月 11 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）（別添）
(令和4年2月9日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5. 05. 01)

	継続	一部修正（基準等）	一部修正（研修）	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
- 1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
- 2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10
第4報	3	1、2、7	12	4、5、6、8、9 10、11
第5報	1、2	3		4、5
第6報			6	1、2、3、4 5**、7**
第7報				全て
第8報		5		1、2、3、4**、6
第9報	1			2、3、4、5
第10報		2		1、3
第11報		3、4、6		1、2、5、7、8
第12報				全て*
第13報		6		1*、2*、3*、4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。

※数字に*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。

※数字に**が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

事務連絡
令和5年5月11日
(2023年)

城陽市内地域密着型サービス事業所 各位

城陽市福祉保健部高齢介護課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
運営推進会議の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の対応による運営推進会議の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染予防に関する運営推進会議の取扱いについて」(令和2年2月26日付城陽市福祉保健部高齢介護課事務連絡) (以下「運営推進会議の事務連絡」という。)により柔軟に対応いただけてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)が示され、感染症法上の位置付けの変更後(令和5年5月8日以降)においては、運営推進会議の開催に係る柔軟な取扱いは終了となりました。

つきましては、本市の運営推進会議の事務連絡による取扱いは、令和5年5月7日をもって終了し、令和5年5月8日以降は通常の取扱いといたします。

これにより、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護及び(介護予防) 認知症対応型共同生活介護における運営推進会議を活用した外部評価についても、運営推進会議を開催し実施していくこととなります。また、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の外部評価の緩和申請の要件においては、運営推進会議を年6回以上開催することとされています。

各事業所におかれては、運営推進会議の開催等について適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、今後の情勢の変化により取扱いに変更が生じた際は適宜お知らせいたします。

【参考】

○運営推進会議の開催回数

地域密着型通所介護事業所	6月に1回以上
認知症対応型通所介護事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所	
認知症対応型共同生活介護事業所	2月に1回以上
地域密着型特別養護老人ホーム	

※会議の開催はテレビ電話装置等を活用して行うこともできます。

○ワムネット京都府センター

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて(令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26bb01kj.nsf/6b16380d97f55135492567d0000714b4/47aa46ef92e195da492589a30027dc95?OpenDocument>

城陽市 福祉保健部 高齢介護課
介護保険係 野田、山田、平岡
電話：0774-56-4043

事務連絡
令和5年3月17日

各市町村高齢介護担当課長様

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の
緩和認定等に係る臨時の取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域密着型サービス外部評価の緩和認定について
令和5年度については、別添のとおりの取扱いとしますので、御承知の上、管内の地域密着型サ
ービス事業所へ周知頂きますようお願いします。

なお、本件については京都府地域密着型サービス外部評価機関に対しても事前調整の上、周知
していることを申し添えます。

担当	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
電話	(075)414-4575
FAX	(075)414-4572

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和認定等に係る臨時的な取り扱いについて

1 受審期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため外部評価調査の実施が延期となり、受審期間内に受審ができなかった場合、令和6年3月31日までに受審すれば、受審期間内に受審があったこととして取扱います。

上記により延期を行った場合、評価機関が作成する延期理由を記録した文書（様式は任意）を保管し、緩和申請時に提出してください。

2 調査方法の柔軟な取扱いについて

上記期間内については、訪問調査に代えて、電話、S k y p e等を活用した職員ヒアリング、写真や評価に必要な書類を事業所から郵送いただく等の方法による調査についても可能とします。

京都府健康福祉部高齢者支援課
事業所・福祉サービス係